

平成30年度 多治見高等学校 いじめ防止対策委員会 議事録

日時：平成30年5月21日（月）

場所：多治見高校 校長室

出席者 学校関係者 校長 生徒指導部長 各学年主任 教育相談担当
第三者委員 臨床心理士 川原 聡 様（本校スクールカウンセラー）
保護者代表 加納稚史 様
地域代表 宮崎雄一郎 様

1. 開会の挨拶（学校長）

- ・毎年いじめの問題が起きている。どの学校でも度の生徒にも起こりうるという認識が大事。未然防止、組織対応することが大事。
- ・「内外教育」より記事紹介。いじめ事例後の自宅待機指導について生徒側から違法である等として損害賠償の支払いを求めて提訴。判決はいじめに対する学校の方針に基づき組織で対応をした決定を重視し、生徒側の訴えを退けている。
- ・何かが起きた時には、委員会を開催し組織で対応することが重要であると再認識させられる。

2. 自己紹介

3. 学校説明

③昨年度のいじめ防止に関する取り組み

スリッパを隠された事案が2件あるが、人数は3人関与している。

4. いじめ防止基本方針

- ・育友会総会にて保護者に説明。（パワーポイント資料）

①いじめ定義の確認と学校の基本姿勢（基本方針p1）

②学校いじめ防止プログラム（基本方針p2～3）

生徒、教員共に取り組む内容が多くある。教員は6/13（木）に職員研修が予定されている。また12月におこなわれる人権統一LHRでは、生徒と一緒に取り組む予定である。

③いじめ問題発生時の対処（基本方針p3～5）

- ・組織対応には報連相が重要である。→法令に基づいて対応する。
- ・「いじめ防止委員会」→今年度より「いじめ防止対策委員会」に変更。
- ・今年度からまず学校内の「生徒指導委員会」にて対応し、重大事案など必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催して対応する。
- ・生徒の20日以上欠席→県へいじめの有無を報告しなければいけない。

《SC川原 様より》

- ・重大事案が発生により万が一学校が訴追された場合は、カウンセラーは学校側の人間とみなされるため他のカウンセラーが派遣されることとなる。
- ・事実、実際どうだったかは別として生徒・親からの申し立てで裁判も起こりうる。
- ・走り書き程度でもいいのでメモを残すことが大切。後々記録が大事になってくる。（いつどこで誰が何を…）

《校内問題事案の検証》

- ・校内問題事案について検証、質疑、各委員から助言。

5・6. 質疑応答／指導・助言

■スクールカウンセラーより

- ・みな現象だけをなくそうとしがちだが、その背景にはたくさんの理由等があることを認識する必要がある。助言が学校の手助けになればと思う。

■保護者代表

- ・この事案はかなり難しい。問題に対して教員が生徒からの聞き取りをよくしてもらっている。感謝している。

■地域代表

- ・小学生だったら指導して 言って聞かせることができるかもしれないが、高校生ではなかなか言って聞かせるのは難しいと思った。
- ・このいじめ防止対策委員会は重大事案が起きた時に開かれるのか？
→重大事案が起きた時に限らず、開いた方がよいと判断されれば開催される。

7. 閉会のあいさつ（学校長）

- ・中学校と違い、高校は休み時間や昼休み等での生徒の様子がわかりづらいところがある。我々が気づかないところで生徒がどんな生活をしているのか、学年主任を中心に、たまには昼休みなど教室に行き、生徒の普段の様子を見ていただくとよい。
- ・小さなことであってもそこからいろいろな事が発覚することもある。協力して、気をつけて見ていきたい。